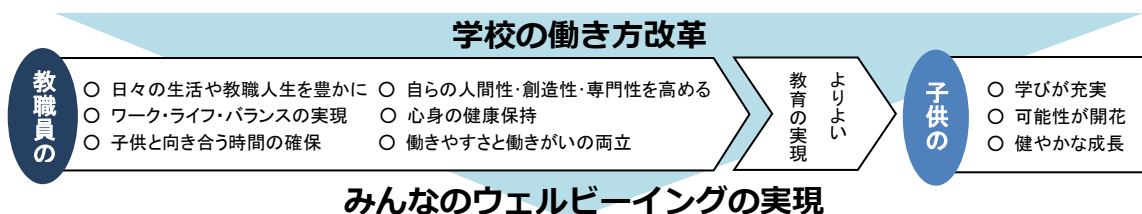


山梨県公立学校働き方改革取組方針

学校の働き方改革の目的



- 全員が担当者である学校の働き方改革により、子供たちへのよりよい教育を実現
教職員と子供たち、みんなのウェルビーイングを実現
- 前例踏襲をよしとせず、教職員の働き方を絶えず柔軟に見直し、修正主義で改善
し続けていくことで、日々の生活や教職員人生を豊かにし、自らの人間性・創造
性・専門性を高めていく。

目 標

① 時間外在校等時間の縮減

ア 令和8年度末までに、時間外在校等時間が月80時間を超える教育職員をゼロにする。
《山梨県総合計画における目標》

イ 令和11年度末までに、時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員をゼロにする。
(令和8年度からの目標)

ウ 令和11年度末までに、平均の時間外在校等時間を月30時間に縮減する。

② 子供と向き合う時間の確保

令和10年度末までに、「きずなの日」と「定時退校日」をそれぞれ年間20回以上実施
している学校の割合を100%にする。《山梨県教育振興基本計画における目標》

※「定時退校日」については、「きずなの日」と同日設定も可

※「きずなの日」には、放課後に部活動や会議等を実施せず、教員が児童生徒と向き合う時間を創
出するとともに、定時以降早めに退校することを管理職が教職員に促す。毎月2回、原則第一、
第三月曜日に設置。年間20回以上実施

③ 部活動における教員の負担軽減

令和10年度末までに、週当たり平日1日と土日どちらか1日を休養日としている部活
動の顧問の割合を中学校、高等学校ともに100%にする。《山梨県教育振興基本計画にお
ける目標》

④ 一人ひとりの主体的な取組の推進

令和11年度末までに、自身の働き方を見つめ直し、自分事として取り組んでいる教職員
の割合を100%にする。

⑤ 働きがいの向上

仕事に対して働きがい（充実感・満足感・意欲等）を感じている教職員の割合を100%にする。

※①の数値目標については、令和9年度以降に改定される山梨県総合計画を踏まえた目標を設定すること。

※②③の数値目標については、令和11年度以降に改定される山梨県教育振興基本計画を踏まえた目標を設定すること。